

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

企業×住民×行政の三位一体による三原地域の創生

2. 地域再生計画の作成主体の名称

島根県邑智郡川本町

3. 地域再生計画の区域

島根県邑智郡川本町の区域の一部（三原地区）

4. 地域再生計画の目標

4-1. 現状

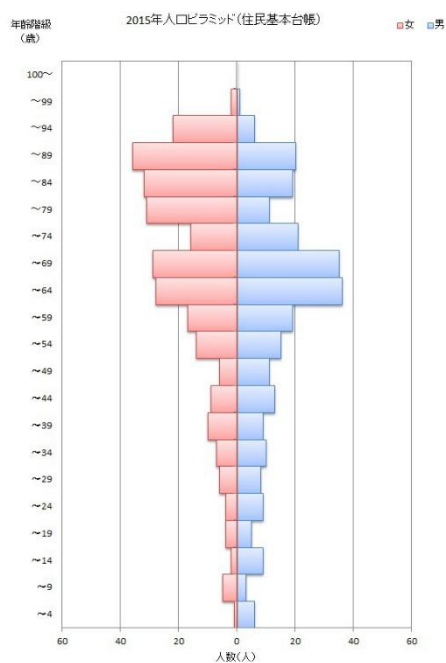
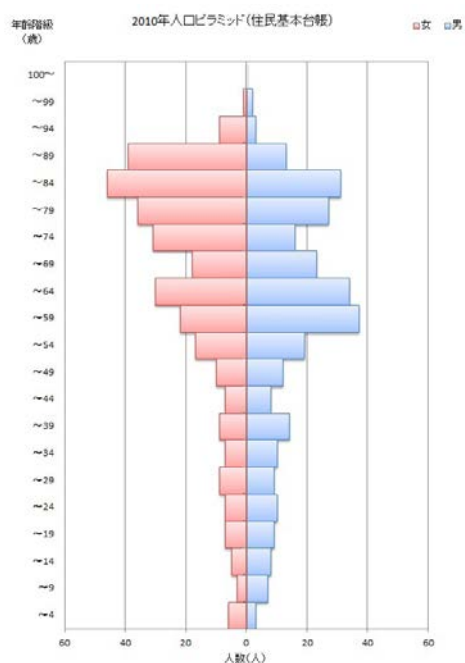
本町の特産品『えごま』の生産地である川本町三原地区は、4自治会16集落で構成される人口約550人の地域であり、当町の中でも特に少子高齢化や人口減少が加速している。



4-2. 地域の課題

少子高齢化、人口減少に伴い、既存の商店やガソリンスタンド等日常生活に必要な不可欠なサービス確保が困難になったり、地域コミュニティの衰退が日常的な見守り活動に影響を及ぼし、独居老人の孤立を生む可能性もある。またこのままでは近い将来、自治会活動そのものの維持さえ厳しくなることが予測され、深刻な課題となっている。

| 項目 | 平成 23 年 | 平成 24 年 | 平成 25 年 | 平成 26 年 | 平成 27 年 |
|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 人口 | 604 ↓ | 590 ↓ | 571 ↓ | 556 ↓ | 547 ↓ |
| 高齢化率 | 48.0 ↓ | 49.5 ↑ | 51.0 ↑ | 52.0 ↑ | 51.4 ↓ |
| 生産年齢人口率 | 47.4 ↑ | 46.3 ↓ | 44.7 ↓ | 43.7 ↓ | 43.9 ↑ |
| 若年齢層率 | 4.6 ↓ | 4.2 ↓ | 4.4 ↑ | 4.3 ↓ | 4.8 ↑ |
| 人口増減率 | -1.7 ↑ | -2.4 ↓ | -3.3 ↓ | -2.6 ↑ | -1.6 ↓ |
| 4 歳以下人口比率 | 0.8 ↓ | 1.0 ↑ | 1.1 ↑ | 1.1 ↑ | 1.3 ↑ |
| 20～30 代女性比率 | 4.5 ↓ | 4.6 ↑ | 4.7 ↑ | 4.9 ↑ | 4.9 ↑ |



4-3. 目標

持続可能な集落運営を実現するため、三原地域の活性化を目的に発足した地域住民グループ『三原の郷プロジェクト』を中心とした『小さな拠点』による地域づくりの取組を加速させると共に、地域内に誘致が決定した都市部の民間企業・地域内の既存企業・地域住民との連携を図ることで新たな人の流れを生み、地域コミュニティを活性化し、持続可能な集落運営を実現する。

【数値目標】

| | 平成 28 年度末 | 平成 29 年度末 | 平成 30 年度末 |
|-----------------|-----------|-----------|-----------|
| 三原地域への移住者人口（年次） | 0 人 | 10 人 | 10 人 |
| サロン交流事業参加者数（年次） | 120 人 | 150 人 | 180 人 |
| 三原地域の事業所数（累計） | 13 事業所 | 14 事業所 | 16 事業所 |

5. 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

三原地域住民×民間企業×行政連携による地域づくりの取組を加速させると共に、雇用の場・移住者の確保・交流人口拡大と、地域コミュニティの活性化を図ることにより、持続可能な集落運営を目的とする。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

地方創生推進交付金【A3007】

1 事業主体

島根県邑智郡川本町

2 事業の名称及び内容：『健康』エリアブランディングによる持続可能な集落の実現

本事業は、当町の特産品であり健康食品として名高い『えごま』の生産地である三原地域において地域住民×民間企業×行政が連携し、『健康』をキーワードとしたエリアブランディング構築や、旧三原小学校を活用した新たな雇用の場・移住者の確保、地域住民グループ『三原の郷プロジェクト』を中心とした活性化事業を一体的に展開し、三原地域のコミュニティ活性化と持続可能な集落運営を目的としたプロジェクト。

3 事業が先導的であると認められる理由

【官民協働】

「地域住民（三原の郷プロジェクト）」主体で取り組む地域コミュニティ活性化事業の取り組みに加え、「行政」による元三原小学校跡地の空き教室を活用した、企業誘致活動による雇用の場確保、「民間事業者」主体の賃貸住宅整備による住まい整備と、

住民×企業×行政協働により、三原地域のブランディングに取り組む。

【政策間連携】

既存コミュニティの活性化と新たな雇用・移住者確保の取組を一体的に行うことで、地域コミュニティ活動を担う若者世代への魅力発信になり、地域ブランド力向上により、三原地域の持続可能な集落運営を目指す。

【自立性】

新たな地域サービスの構築を図る際の実験期間は、行政による財政支援を受け事業展開していくが、平成31年度を目途に『三原の郷プロジェクト』が取り組む地域サービス「移動サービス」「宅配サービス」の収入に加え、現在実施しているサロン事業を、介護予防事業として認定される内容へブラッシュアップし、介護事業の受託者へと成長し、補助金に頼らない組織づくりを目指す。

4 重要業績評価指標（KPI）及び目標年月

| | 平成28年度末 | 平成29年度末 | 平成30年度末 |
|-----------------|---------|---------|---------|
| 三原地域への移住者人口（年次） | 0人 | 10人 | 10人 |
| サロン交流事業参加者数（年次） | 120人 | 150人 | 180人 |
| 三原地域の事業所数（累計） | 13事業所 | 14事業所 | 16事業所 |

5 評価の方法、時期及び体制

毎年度、3月末時点のKPIの達成状況をまちづくり推進課が取りまとめて、外部有識者を含めた第三者委員会の関与を得ながら検証結果報告をまとめ、検証結果については当町のホームページにて公表を行う。

6 交付対象事業に要する費用

法第5条第4項第1号イに関する事業（A3007）

- ・総事業費 38,496千円

7 事業実施期間

地域再生計画認定の日から、平成31年3月31日（3カ年度）

8 その他の必要な事項

- ・特になし

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組
該当なし

6. 計画期間

地域再生計画認定の日から、平成31年3月31日まで

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1. 目標の達成状況に係る評価の手法

目標1

毎年度、三原地域への移住者の人口については川本町が毎年度末時点の住民基本台帳により把握する。

目標2

毎年度、サロン交流事業参加者数については川本町が毎年度末時点で三原の郷プロジェクトからの実績報告により把握する。

目標3

毎年度、三原地域の事業所数については川本町が毎年度末時点で三原連合自治会長への聞き取りにより把握する。

7-2. 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

平成27年度を基準年度として、毎年度数値の把握を行い、平成30年度に最終目標を設定し、毎年度終了後に外部有識者を含めた第三者委員会において評価を行う。

| | 平成27年度 (基準年度) | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 (最終目標) | 増加分の 累計 |
|------------------------|------------------|--------|--------|------------------|------------|
| 目標1 | | | | | |
| 三原地域への 移住者人口 | 0人 | 0人 | 10人 | 10人 | 20人 |
| 目標2 | | | | | |
| サロンによる 交流事業参加 者数 | 120人 | 0人 | 30人 | 30人 | 60人 |
| 目標3 | | | | | |
| 事業所数 | 13 | 0 | 1 | 2 | 3 |

7-3. 目標の達成状況に係る評価の公表の方法

川本町が毎年度外部有識者を含めた第三者委員会にて効果検証を行い、毎年度当町のホームページにて公表を行う。